

<AIPPI セミナー開催報告>

AIPPI・JAPAN中国知財セミナー

中国の知的財産権司法保護に関する最新情報

- 1) 開催日時：平成 30 年 3 月 8 日（木）13：30～17：00
- 2) 会 場：金沢工業大学大学院 虎の門キャンパス 13 階 1301 講義室
- 3) 講演者：中国国際貿易促進委員会特許商標事務所（CCPIT Patent & Trademark Law Office）
呉 麗麗（Lili Wu）氏（所長補佐 中国弁護士・弁理士）
- 4) 通 訳：中国国際貿易促進委員会特許商標事務所（CCPIT Patent & Trademark Law Office）
劉 日華（Rihua Liu）氏（駐日本工業所有権連絡所 中国弁理士）
- 5) 内 容：

1. 中国標準必須専利（SEP）に関する訴訟の最新情報

(1) 2017 年 3 月の西電捷通 対 ソニーSEP 専利権侵害紛争案件（第一審）

西電捷通は、ソニーによる本案に係る特許の使用を直ちに停止し、西電捷通の特許を使用する携帯電話製品の生産、販売を直ちに停止することを求めると共に、ソニーに経済損失 33,361,373 人民元（5.8 億円）の賠償金を求める訴えを、北京市知的財産裁判所に提訴した。

北京市知的財産裁判所は、ソニーが、西電捷通の WAPI に係る SEP を侵害したと認定し、権利侵害の永久的差止を命じた。また、原告の主張を支持し、900 万人民元（1.53 億円）の賠償金を支払うよう命じると共に、直接的な権利侵害であるとの認定もした。

(2) 2018 年 1 月のファーウェイ 対 サムソン SEP 専利権侵害紛争案件（第一審）

ファーウェイは、4G SEP について、サムスンがファーウェイの許可を得ずに、製造、販売、許諾販売、輸入等でその特許権を侵害し、クロスライセンスの交渉を行う際もサムソンは、FRAND 宣言を遵守しておらず、明らかな過失があるため、サムスン側に直ちに本案に係る特許権侵害行為の停止を求める訴えを提訴した。

深セン市中級裁判所は、サムソンは（終始悪意をもって交渉を遅らせるなど）、FRAND 宣言に反しており、明らかな過失があり、ファーウェイには明らかに過失がないとした。

サムスンが中国で相応の 4G 機能端末製品を生産し、販売するには、ファーウェイの SEP 技術の使用が必須であるため、ファーウェイが当該特許取得後に、サムソンが許可を得ずに中国内で当該特許技術を実施した（特許権侵害）と言えることから、サムスンに対して本案に係る 4G SEP 技術の侵害行為の停止を命じた。

(3) SEP に関する訴訟事例から得た経験と教訓の纏め及び今後に向けたアドバイス。

- ・まず、原告・被告共に FRAND 宣言に基づいた交渉を行うべきである。そうしないと、原告の場合には相手に市場の支配地位の濫用と主張されるリスクがあり、さらに永久的差止命令が得られなくなる虞がある。また、被告の場合は永久的差止命令を受けるリスクがある。
- ・権利侵害紛争においては、原告は SEP の場合には永久的差止め命令を要求し、SEP でない場合には高額な賠償請求を求め、被告は SEP の場合には永久的差止め命令に対して反訴を提起する。

なお、ライセンス料率紛争については、仲裁を申請する、あるいは裁判所にライセンス契約の締結を求める事が可能である。

また、現在中国では、広東高級裁判所が「標準必須特許紛争案件に関する審理指針」を起案しており、2018年に公布予定である。

2. 中国で権利を行使する際に最大限の賠償金を獲得するための戦略

近年の専利権侵害紛争案件における高額賠償案件としては、①ファーウェイ 対 サムソン(2017年、賠償額:8,000万人民元(13.6億円))、②握奇 対 恒宝(2016年、賠償額:5,000万人民元(8.5億円))、③西電捷通 対 ソニー(2017年、賠償額:900万人民元(1.5億円))等が挙げられる。

これらの事例から、中国において最大限の賠償金を得る為に重要なポイントは、以下を把握して主張に盛り込むことである。

- ・販売数量：侵害被疑品の販売数量や関連会社の調査を行うなど、証拠を収集するよう裁判所に求め、販売数量から被疑侵害品の販売高を算定する。
- ・販売利益：侵害被疑品の販売情報に関するその会社の監査報告書、その他上場企業の開示情報等を利用し、侵害被疑品の販売により得られた利益を算定する。
- ・訴訟費用：弁護士との委託代理合意書の作成、弁護士の作業時間表の作成及び弁護士費用の領収書の整理することなどにより、訴訟にかかった支出金額を合理的に算定する。
- ・ライセンス料率：原告または第三者の比較可能なライセンス料率により損害賠償額を算定する。
- ・被告の悪意：販売数量や利益の証拠の提出に協力しない場合、その悪意を裁判で主張する。

3. コンピュータプログラムに関する実用新案の審査動向と事例

(1) コンピュータプログラムに関する実用新案の主な無効事例

- ①検出エリアの選択装置およびフレキシブル検出システム(2017年12月5日)
- ②パケット損失テスト装置(2017年11月23日)
- ③Bluetooth オーディオ発信装置(2017年9月27日)
- ④Bluetooth 通信に基づく盗難防止システム(2017年9月4日)
- ⑤インプットデバイス使用行為のリアルタイム定量化システム(2016年11月25日)
- ⑥監視システム(2016年8月2日)
- ⑦ビデオ撮影装置のコントロール回路と撮影システム(2016年7月12日)

(2) コンピュータプログラムに関する実用新案出願の審査基準と事例

コンピュータプログラムのプロセス、アルゴリズム及び実質的なコンピュータプログラムのプロセス、アルゴリズムの限定は、実用新案の保護対象に含まれない。

既知プログラム、シンプルなプログラム及び既知プログラムの一般的・適応性応用は、実用新案保護対象に含まれる。

また、コンピュータプログラムに関わる実用新案の保護対象となる判断については、審査中は厳しく、無効審判中は比較的緩いと言える。

4. 中国グラフィカルユーザインタフェース(GUI)保護の最新情報

中国において、初めてのGUI意匠専利権侵害紛争案件「グラフィカルユーザインタフェース付きコンピュータ」(北京奇虎科技有限公司 対 北京江民新技術有限公司)が、2017年12月25日に北京市知的財産裁判所により判決が下された。

判決によると、被告は権利を侵害していないとしており、この判決内容から、GUI 意匠権保護範囲の確定及び GUI 意匠権侵害における直接的な権利侵害と間接的な権利侵害の判断が明らかとなった。

また、2017 年 04 月 12 日に初めての GUI 意匠専利権無効審判案件「グラフィカルユーザインタフェース付き携帯電話」（広州市動景コンピュータ科技有限公司 対 北京猎豹モバイル科技有限公司）の審決が専利再審委員会により下された。

審決によると、一部無効（第 1 実施例が無効で、第 2 実施例が有効）とあり、GUI 意匠権の無効におけるハードウェアの考慮、GUI 意匠権における既存の意匠の基準及び GUI 意匠の無効審判において、いわゆる「簡単な説明」の保護範囲が確定した。

さらに、2014 年にアップル社のグラフィカルユーザインタフェース専利出願の上訴案件が、北京高級裁判所及び中国最高裁判所に 10 大革新案件の 1 つとして選ばれた。このことから、中国知識産権局は、審査指南の改正を行うと共に GUI 意匠権の認可を推進する事とした。

本セミナーは、企業知財部や特許事務所にご勤務の方で中国特許実務に携わっておられる実務者にとって、非常に有意義な内容となった。参加費：AIPPI・JAPAN 会員 5,000 円（会員以外 10,000 円）。

本セミナーでは 40 名以上の参加者にお集まりいただき、成功裡に終了した。 以上